

み え けん こ じょう れい 三重県子ども条例

三重県では、子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざし、「三重県子ども条例」を制定しました。(平成23年4月施行)

少子高齢化や地域のつながりの希薄化、生活スタイルの変化が進む現代社会において、子どもが安心して育ち、自らの力を発揮できる場が減少しています。

このような中、県・市町、子どもをとりまく様々な立場の県民の皆さんが、条例の理念を共有し、子ども一人ひとりの成長を温かいまなざしで受け止め支えていくことが大切です。

いっしょに子どもの豊かな育ちを応援していきましょう。



三重県子ども・福祉部 少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13 TEL:059-224-2404 FAX:059-224-2270 E-mail:shoshika@pref.mie.lg.jp
三重県子ども条例HP <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117537.htm>

子ども条例で大切にしたい考え方

前文

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。

そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。

それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。

子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。

また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育てていく。

そのために、人と人が強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。

私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。

そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

※児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」）

1989（平成元）年、国連総会において全会一致で採択され、日本は1994（平成6）年に締約国となりました。

4つの柱 ・ 生きる権利 ・ 育つ権利 ・ 守られる権利 ・ 参加する権利

1

生きる権利

健康に生まれ、安全な水や十分な栄養をえて、健やかに育つことができるなど。



2

育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



3

守られる権利

あらゆる種類の差別や虐待、搾取などから守られること。障がいのある子どもや難民の子どもなどは特に守られることなど。



4

参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動をするなど。



基本理念 (第3条)

- ◆ こ子どもをけん り権利のしゅ たい主体としてそんちよう尊重する。
- ◆ こ子どものさい ぜん最善のり えき利益をそんちよう尊重する。
- ◆ こ子どものちから力をしん らい信頼する。

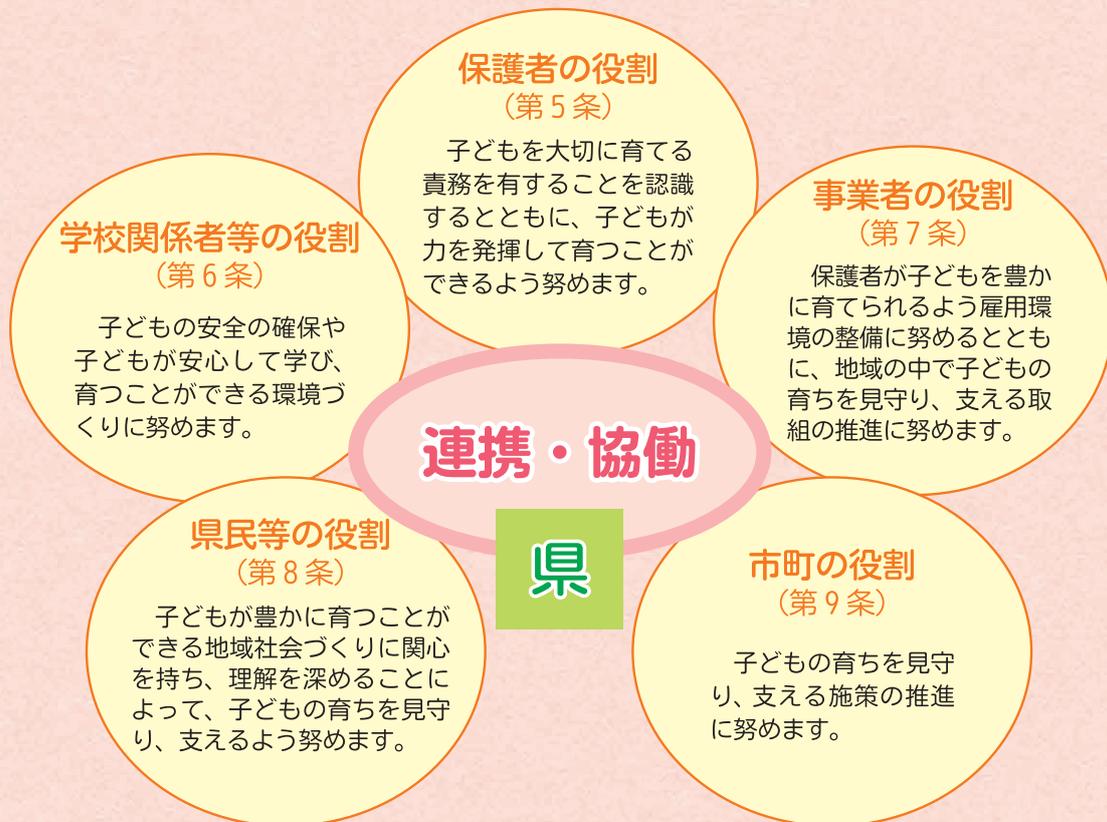
県の責務・県民の皆さんの役割

県の責務 (第4条)

県は、基本理念に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、実施します。

また、県民の皆さんがそれぞれの役割を果たすための配慮や連携・協働して行う取組への支援を行います。

県民の皆さんの役割 (第5条～第9条)



連携及び協働 (第10条)

県民の皆さんは、それぞれの役割を果たすときには、互いに連携し、協働するように努めることとします。

県の施策の基本事項 (第11条)

- 子どもの権利について知り、学ぶ機会を、子ども自身や県民の皆さんに提供します。
- 子どもに係る施策について子どもが意見表明する機会を提供し、子どもの意見を尊重します。
- 子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援します。
- 子どもの育ちを見守り支える人材を育成するとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民の皆さんや子どもに関わる団体、市町の活動を支援します。

子どもからの相談への対応 (第12条)

子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応します。

広報・啓発、調査、報告 (第13条～第15条)

県は、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するための広報・啓発に努めます。また、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について報告をまとめ、施策への反映に努めます。

子ども条例に基づく取組

県が、条例に基づき、県民の皆さんへの支援、子どもの豊かな育ちへの支援として進めている取組事例を紹介します。

子ども専用相談電話 「こどもほっとダイヤル」

相談員が子どもの気持ちを聞くことで子どもが本来の力を取り戻すよう支援します。子ども自身の力で解決できない内容については関係機関につなげて対応します。

☎ 0800-200-2555

(県内通話無料)

相談時間 毎日午後1時～午後9時
(12月29日～1月3日を除く)

一行詩コンクール

子どもの気持ちや大人の思いを一行詩にしてやりとりします。

その温かい気持ちのやりとりが、互いの信頼につながり、そのなかで子どもたちが安心して自分らしく育ちます。



野外体験保育

野外を中心に、地域の自然を活用する体験活動を取り入れた保育や幼児教育のこと。子どもたちが主人公になれるよう、周りの大人(保育士等)が関わりながら取り組みます。

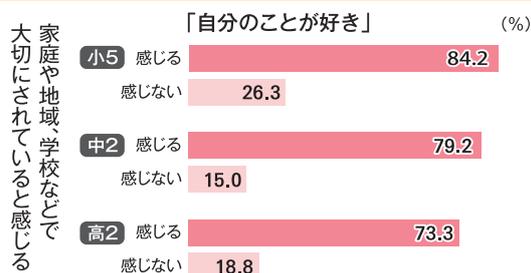


「みえの子ども白書2019」

条例に基づく調査の結果を中心に、子どもの生活実態や意識、子どもをとりまく大人の意識や社会の状況などをまとめ発行したものです。子ども・子育て支援活動の基本情報として活用されています。



大切にされていると答える子どもほど自分のことが好き



みえ出前トーク

職員が学校や地域の集会などにお伺いし、子ども条例の理念など子ども条例で大切にしている考え方についてお話しします。